

千曲市簡易型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小規模な建設業者の元請としての入札参加及び受注の機会を確保することを目的とし、千曲市簡易型競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 簡易型一般競争入札の対象となる建設工事は、千曲市建設工事請負人選定委員会規程（平成15年千曲市訓令第28号）に規定する千曲市建設工事請負人選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定する。

2 前項の場合において、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び電気工事にあつては設計金額が1,000万円未満の建設工事とし、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び電気工事以外の建設工事にあつては設計金額が500万円以上1,000万円未満のものとする。ただし、選定委員会において簡易型一般競争入札によることが適当であるとした建設工事については、この限りではない。

(入札参加資格要件)

第3条 この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、千曲市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成15年千曲市告示第9号）第8条に規定する千曲市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成15年千曲市告示第7号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者（同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (5) 資格者名簿に登載されている建設工事種類ごとの等級格付けが、選定委員会を対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。
- (6) 千曲市内に主たる営業所（本社・本店）を有すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ選定委員会を対象工事ごとに定める要件を満たしている者であること。

(入札の公告)

第4条 この入札を実施する場合の入札公告は、千曲市ホームページへ掲載するものとする。

2 前項の公告には、次の事項を明示するものとする。

- (1) 入札に付する対象工事の名称及び概要に関する事項
- (2) 入札の日時・場所に関する事項
- (3) 入札の参加資格要件等に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに必要と認める事項

3 公告の期間は、原則として10日（千曲市の休日を定める条例（平成15年千曲市条例第2号）第1条に規定する市の休日を含む。）以上とする。

（設計図書等）

第5条 設計図書等は、原則として千曲市ホームページへ掲載することとする。ただし、必要に応じて、管財契約課窓口での閲覧その他の方法を公告する場合がある。

（最低制限価格の設定）

第6条 この入札では、必要に応じ千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号）第108条に規定する最低制限価格を設ける。

（積算内訳書の提出）

第7条 入札の執行に当たり、入札者全員から積算内訳書の提出を求めるものとする。

（入札の執行等）

第8条 この入札の執行に当たり、入札参加者が有資格者名簿に登載された者であることを確認するものとする。

2 前項の規定により有資格者名簿への登載が確認された者であっても、第3条の入札参加資格要件を満たしていない場合には、入札に参加できないものとする。

（入札の無効）

第9条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 第3条に規定する公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札の時点において入札に参加する資格のない者のした入札

（入札の中止）

第10条 入札参加者の数が2に満たないときは、簡易型一般競争入札を中止することがある。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、簡易型一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開催する選定委員会に付される案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行し、同日以後に開催する選定委員会に付される案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。